

「令和4年度環境デュー・ディリジェンス普及等業務」に関わる冊子等検討会
第2回
議事要旨

1. 日 時 2023年2月27日(月) 10:00~12:00
2. 会 場 オンライン会議 (Teams)
3. 出席者
 - ・ 委員 (五十音順、敬称略)
奥野麻衣子、木下由香子、高橋大祐、富田秀実、古谷由紀子、松原 稔、山田美和
 - ・ 事務局
環境省 大臣官房 環境経済課
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
4. 議事次第
 - ・ 開会
 - ・ 議事
 - (1) OECD 多国籍企業行動指針の改訂に向けた状況について
 - (2) 冊子案について
 - (3) その他
 - ・ 閉会

(配付資料)

- 資料1 OECD 多国籍企業行動指針改訂案における環境 DD 関連の記載内容
資料2 冊子案

- 参考資料1 OECD 多国籍企業行動指針改訂案 (コンサルテーション・ドラフト)

5. 議事要旨
 - 事務局より、資料に基づき議事(1)~(3)について説明された。主な意見等は以下の通り。

資料1 (OECD 多国籍企業行動指針改訂案における環境 DD 関連の記載内容) について

- 委員より、パブリックコメントを経て、「OECD 多国籍企業行動指針」(以下、MNE ガイドライン)の改訂内容は変化しうるとのコメントがあった。また、産業界からは、改訂案に対して、MNE ガイドラインの補足文書であったはずの「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」(以下、DD ガイダ

ンス) が MNE ガイドライン自体に組み込まれていること、デュー・ディリジェンス (以下、DD) の対象範囲について、一部のセクターはサプライチェーンだけでは不十分であるとの意見があるもののバリューチェーンへ拡大するには実務的な難しさがあること、DD の対象が環境や科学及び技術の章まで広がっていることに懸念が示されているとのコメントがあった。

- 委員より、MNE ガイドラインの改訂案では、DD の対象が人権だけでなく、環境やその他の事項にも拡大されていること、環境の章では、具体的な環境の各分野に対する対応が記載されているとのコメントがあった。また、MNE ガイドライン改訂案は、欧州を中心とするこれまでの国際的な議論の影響を受けていると思われるとともに、今後の国際的なルール形成にも影響を与えるだろうとのコメントがあった。
- 委員より、MNE ガイドライン改訂案では、環境における新たな課題が具体的に示されていること、ステークホルダーエンゲージメントの重要性が強調されていることに留意すべきとのコメントがあった。また、環境省が作成する「冊子」の公表時期について、グローバル基準に合致しているということを示すため、さらに社会からの注目度を鑑み、MNE ガイドライン改訂版の公表後とすることが適切ではないかとのコメントがあった。
- 委員より、DD の対象範囲は、サプライチェーンでは不十分でありバリューチェーンとすべきであること、特に環境分野では、製品使用段階の環境配慮やリサイクルの推進等、製品・サービスの使用、廃棄段階の取組も以前から行われているため、環境 DD の対象範囲をバリューチェーンとすることに問題はないと思われるとのコメントがあった。また、2023 年は、MNE ガイドライン改訂案の公表、欧州における「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令」(以下、CSDDD) の採択など、DD に関連する重要な動きが予定されており、環境省の冊子はこれらの公表後に公表することが望ましいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、ISO 14001 の改訂に向けた議論の中では、MNE ガイドライン改訂案でも言及が増えている気候変動への貢献が話題の中心となっていること、一方で MNE ガイドラインの改訂そのものや、MNE ガイドライン改訂案で新たに言及されているアニマルウェルフェアについては話題に上っていないとのコメントがあった。
- 委員より、MNE ガイドライン改訂案は概ね歓迎できる内容であるとのコメントがあった。また、ISO 14001 をはじめとした環境マネジメントシステム (以下、EMS) の運用を環境 DD に繋がられている企業は少ないため、MNE ガイドライン改訂のタイミングに関わらず、環境省の冊子を早期に公表することに意義があるのではないかとのコメントがあった。

資料2（冊子案）について

<冊子案全体>

- 委員より、冊子の中で、重要な考え方の①～⑥と、環境DDのプロセスに関する5つの構成要素と是正措置の6つの番号が併存しており、読者が混乱するので分かりやすい表示の仕方を工夫してはどうかとのコメントがあった。
- 委員より、冊子のなかで「環境への悪影響」と「環境への負の影響」の表現がそれぞれ使われており、統一したほうがよいのではないかとコメントがあった。

<1. 本書の背景と目的>

- 委員より、欧州の動向を冒頭に記載しているため海外展開していない企業の関心が低下する可能性があり、むしろ環境省がいち早く「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECD ガイダンスを参考に～」を公表したことを冒頭で述べるとともに、我が国が環境分野の取組をリードしていくという気概を見せ、日本企業のやる気を底上げする内容が望ましいとのコメントがあった。
- 委員より、我が国の事業者の競争力についての記載があるが、前提として「環境への負の影響に対処した上で」といった内容を記載してほしいとのコメントがあった。また、DDの普及・促進を図る目的を踏まえて、第5段落の「世界的に見て環境マネジメントシステム(EMS)の導入が多い我が国の事業者においては」の前に、「それらの目的を果たしていくために」という文言を追記してはどうかとのコメントがあった。

<2. (1) 総論：デュー・ディリジェンス (DD) とは>

- 委員より、p.5「DDとは：プロセスと構成要素」について、DDガイダンスにおいては、②「企業の事業、サプライチェーンおよびビジネス上の関係における負の影響を特定し、評価する」から⑤「影響にどのように対処したかを伝える」までがDDのプロセスであり、①「責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む」ことはDDを支える手段、⑥「適切な場合、是正措置を行う、または是正のための協力する」ことは独立したプロセスとして示されていることから、これらを踏まえたより正確な記載とすべきではないかとコメントがあった。
- 委員より、p.6「DDとは：投資家・金融機関の視点」について、事業会社が、投資家・金融機関から高い評価を受ける上でもDDの取組が重要であるという内容をより強調するとよいのではないかとコメントがあった。また、OECDのセクター別ガイダンスだけでなく、環境省の「インパクトファイナンスの基本的な考え方」も参考にできること、欧州のEUタクソノミーやサステナブルファイナンス開示規則(SFDR)についても参考とすべきか検討するとよいのではないかとコメントがあった。

- 委員より、p.6「DDとは：投資家・金融機関の視点」について、ネガティブ・スクリーニングを回避するために DD をやらなければならないという印象を受けるため、DDを実施することで企業にも良い影響があるとの書きぶりにするとよいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、p.6「DDとは：投資家・金融機関の視点」について、投資家から求められるから DD を実施するというだけでは本末転倒であり、企業が持続可能性を高めていく上で DD を実施するとの書きぶりにしてもらいたいとのコメントがあった。
- 委員より、p.6「DDとは：投資家・金融機関の視点」について、投資家・金融機関の視点に言及することは位置づけとして適切なのか、とのコメントがあった。

< 2. (2) 総論：環境デュー・ディリジェンスを実践する上での重要な考え方 >

- 委員より、p.9「重要な考え方① 「責任ある企業行動」としての実施」について、DDを行うことは、企業の信用を守るだけでなく、潜在的なリスクを把握することで自らのバリューチェーンのレジリエンスを向上させることにもなる旨を記載するとよいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、p.9「重要な考え方① 「責任ある企業行動」としての実施」について、環境 DD における「リスク」の考え方の説明として、「重大な環境への負の影響を見落とすことが、結果的に事業上のリスクに跳ね返ることもあります。」との記載の前に、「企業の責任を果たせず」といった文言を追記すべきではないかとのコメントがあった。
- 委員より、p.10「重要な考え方② 一連の DD プロセスの継続的な実施」について、「環境 DD を EMS に組み込み」ではなく、環境 DD において EMS を活用するという内容にすべきではないかとのコメントがあった。
- 委員より、p.10「重要な考え方② 一連の DD プロセスの継続的な実施」について、サステナビリティ情報開示を行う上でも DD の重要性が高まっています」との記載は、「サステナビリティ情報開示においても DD の重要性が注目されています」が正確ではないかとのコメントがあった。
- 委員より、p.10「重要な考え方② 一連の DD プロセスの継続的な実施」について、DD プロセスの継続的な実施の説明として、「潜在的な環境への負の影響が存在することを前提と」することはその通りであるが、企業が具体的な取組を進められるよう、関連情報の収集、関連ステークホルダーや専門家への相談といった、負の影響の存在を特定する取組を実施することを記載するとよいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、p.10「重要な考え方② 一連の DD プロセスの継続的な実施」について、環境 DD と人権 DD の一体的な実施の説明として、環境と人権が別々の課題である

- かのような記載となっているため、p.12 のコラム③「環境問題と人権問題のつながり」の内容のように、正確な記載にしてもらいたいとのコメントがあった。
- 委員より、p.10「重要な考え方② 一連の DD プロセスの継続的な実施」について、企業の実態として人権方針と環境方針が同一であるケースは多くないため、「共通する方針」ではなく「一貫性のある方針」と表記を改めるとよいのではないかとのコメントがあった。
 - 委員より、p.11「コラム② 国内外におけるサステナビリティ情報開示義務化の進展」について、DD の考え方はサステナビリティに関する「リスク管理」だけでなく、「ガバナンス」においても役立つはずであり、追記すべきではないかとのコメントがあった。
 - 委員より、p.13「重要な考え方③ リスクに相応した実施と優先順位付け」について、スライドの記載内容とタイトルが整合していないのではないかとのコメントがあった。また、「是正不能性」は DD ガイダンスの和訳版に記載があるが、「是正困難性」の方が正確な表現ではないかとのコメントがあった。
 - 委員より、p.13「重要な考え方③ リスクに相応した実施と優先順位付け」について、「自らが原因となったり助長したりした負の影響については、全て対処する責任を負う」ことは、優先順位をつけるための要素ではなく、記載場所を変更すべきではないかとのコメントがあった。
 - 委員より、p.15「重要な考え方④ 防止・軽減する負の影響の種類と目標」について、アニマルウェルフェアを含め、MNE ガイドライン改訂案で新たに言及されている環境への影響を記載するとよいのではないかとのコメントがあった。
 - 委員より、p.15「重要な考え方④ 防止・軽減する負の影響の種類と目標」について、防止・軽減に関する目標の考え方の説明内容に重複があるのではないかとのコメントがあった。
 - 委員より、p.19「重要な考え方⑥ ステークホルダーとの対話」について、企業側からの十分な情報提供がなければステークホルダーは十分な意思決定を行えないため、現状の記載ではステークホルダーとの対話のエッセンスが抜けているとのコメントがあった。また、ステークホルダーとの対話は MNE ガイドライン改訂案でも重要性が強調されており、重要な考え方の 6 番目ではなく、序盤で記載すべきではないかとのコメントがあった。
 - 委員より、p.19「重要な考え方⑥ ステークホルダーとの対話」について、苦情処理システムは、ステークホルダーとの対話とは別項目で記載すべきであるとのコメントがあった。また、前回検討会でも発言したとおり、特定のグループ・団体の取組内容を政府の公表資料で言及することは適切ではないと思われること、MNE ガイドラインで求められているように、苦情の受付窓口を設けることではなく、企業自ら是正を行うことが必要であることを記載すべきであるとのコメントがあっ

た。

- 委員より、p.19「重要な考え方⑥ ステークホルダーとの対話」について、苦情処理システムが情報収集だけを目的としていると誤解されないよう、ステークホルダーとの対話とは別項目で記載すべきであるとのコメントがあった。また、ステークホルダーとの対話がなぜ重要であるのか、より強調して記載すべきであるとのコメントがあった。
- 委員より、p.20「コラム⑦ 苦情処理システムに関する業界横断的な取組」について、苦情処理の例として、業界横断的な取り組みの例のみを出すことは、集団的な手法を使うべきであるという誤解を与える可能性があるというコメントがあった。

<2. (3) 環境デュー・ディリジェンスと EMS のプロセスの親和性>

- 委員より、ISO 14001 の認証を取得している企業においても、EMS の考え方が十分に理解されていない可能性があるため、冒頭に EMS の概要を説明するスライドがあるとよいのではないかとのコメントがあった。また、MNE ガイドライン改訂案には、環境への負の影響は ISO 環境マネジメント基準等に照らして評価されるべきであるとの内容が盛り込まれていることから、環境 DD を実施する上で EMS が有効であることを明確に説明するとよいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、章全体を通じて「サプライヤー」や「サプライチェーン」という用語が使われているが、環境 DD の対象範囲がサプライチェーンからバリューチェーンへと拡大していく潮流を踏まえて、用語の変更や統一が必要ではないかとのコメントがあった。
- 委員より、前提知識が少ない人にも読みやすい内容とすべきであり、DD ガイダンスと ISO 14001 の要求事項の差分を明確にすること、「EMS との関係」ではなく「ISO 14001 との関係」と記載することが必要ではないかとのコメントがあった。また、その上で、アンケート調査の結果を踏まえて、ISO 14001 の認証を取得していても取組が足りていない部分を記載するべきではないかとのコメントがあった。環境 DD と ISO 14001 の下での取組の違いとして、例えば、DD は企業グループ全体及びバリューチェーンが対象範囲となる一方で、ISO 14001 は工場単位で認証を取得することがあるため、対象範囲の違いが取組の違いに大きく影響しうるとのコメントがあった。
- 委員より、DD ガイダンスと ISO 14001 では表現や用語の定義に違いがあるため、これらを説明するとよいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、環境 DD の各プロセスと関連する主な ISO 14001 の要求事項は、各スライドの一番右下ではなく、より上に記載し、その上で不足している点や強調したい点を記載する形式が良いのではないかとのコメントがあった。また、各プロセスの説明の 1 ページ目についても、2 ページ目のように小見出しをつける工夫をしては

どうかとのコメントがあった。

- 委員より、p.22「1. 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む 1 / 2」について、「持続可能な調達管理に関する要求事項」との記載があるが、DD ガイダンスと ISO 14001 要求事項の双方で使用されていない用語と思われ、見直しが必要ではないかとのコメントがあった。
- 委員より、p.24「2. 企業の事業、製品、またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する 1 / 2」について、環境 DD を実施する範囲の決定（スコーピング）の説明においても、ステークホルダーとのコミュニケーションや専門家への相談の必要性を追記するとよいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、p.24「2. 企業の事業、製品、またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する 1 / 2」について、環境への負の影響を評価する際に、科学的な情報に基づいて評価を行う上で EMS が役立ち得ることや、法規制以外にも踏まえるべき規範が存在するなど、「著しい環境側面」や「順守義務」といった表現に留まらず、より具体的な説明をするとよいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、p.29 や p.33 で取り上げている企業の取組事例について、環境 DD の実施について本当に適切な事例であるか再検討が必要であり、冊子本文への記載ではなく事例集とすることも一案ではないかとのコメントがあった。
- 委員より、p.32「6・適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する 1 / 2」について、是正措置の実施は DD プロセスと独立した取組であることを明確化すべきであるとのコメントがあった。また、苦情処理を効果的に行う上でプラットフォーム等の利用はあくまでも手段であり、効率化の前に、苦情処理は企業が自ら対応すべきものであることを強調すべきであるとのコメントがあった。
- 委員より、p.33「6. 適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する 2 / 2」について、各国連絡窓口（以下、NCP）が企業への苦情を受け付けた際に企業自身が対応することが政府からの補助を受ける要件となっている国もある一方で、日本では NCP への苦情の対応件数が少ないため、NCP との連携は「必要である」と明確に記載し、NCP の活用をエンカレッジする内容とすべきであるとのコメントがあった。
- 委員より、p.33「6. 適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する 2 / 2」について、各社が苦情処理を行うことを「非効率」と記載することは、ステークホルダーとの対話の重要性を理解していないメッセージとなりうるため、修正すべきであるとのコメントがあった。また、取組事例の内容が苦情の受付窓口の設置に留まっており、それ以上の取組や努力が不要であると受け取られる可能性があるため、ステークホルダーとの対話、苦情窓口の設置、苦情処理メカニズムは

それぞれ分けて記載すべきではないかとのコメントがあった。

- 上記の意見等を踏まえ、冊子への反映について事務局で検討することとした。

6. その他

検討会は非公開で行われた。

以上